

東庄町学校給食調理等業務
委託業者選定プロポーザル実施要領

令和5年1月
東庄町

1. 趣旨

東庄町では、児童生徒等の心身の健全な発達を図るため、栄養バランスのとれた安心・安全な学校給食を提供できるように努めている。令和2年9月から新たな東庄町学校給食センターが稼働したことを踏まえ、最新の衛生管理や調理手法について、給食施設の専門的な知識と技術を持つ民間企業を活用し、給食調理業務及び配膳業務を委託している。

令和5年7月で委託契約期間が終了することから、下記の通り、公募型企画提案（プロポーザル）方式により、東庄町学校給食調理等業務の受託者を選考・決定するものとする。

2. 委託内容

(1) 委託業務内容

別添「東庄町学校給食調理等業務委託仕様書」に記述する業務及び提案に基づいた内容の業務

(2) 契約期間

業務委託期間は令和5年8月1日から令和8年7月31日までの3年間とする。

契約締結日から令和5年7月31日までは、業務準備期間とし、発注者と協議の上、受託者の負担において委託業務開始までに万全な態勢を整えるものとする。

(3) 提案上限額

東庄町学校給食調理等業務委託

¥161,730,000円（消費税相当額を含まない3年間の総額）

各年度の提案上限額の内訳は次のとおりとする。

令和5年度 35,940,000円

令和6年度 53,910,000円

令和7年度 53,910,000円

令和8年度 17,970,000円

上記の金額を提案上限額として企画提案書を提出すること。

また、後述する提案見積書を提出する際は、上記提案上限額を超えてはならない。

3. 企画提案の概要

(1) 名称

東庄町学校給食調理等業務委託

(2) 委託内容

別紙、「東庄町学校給食調理等業務委託仕様書」による。

なお、提案記述内容に基づき提出されるものについては、提案価格に含まれるものとする。

(3) 主催及び事務局

主催者 東庄町

事務局 東庄町教育委員会 教育課 学校給食センター

〒289-0615 千葉県香取郡東庄町青馬1752番地1

電話番号 0478-86-6565

FAX 0478-86-6566

E-mail kyo.kyusyoku@town.tohnosho.lg.jp

(4) 応募資格要件

本企画提案に応募できる者は、以下の全ての条件を満たすものとする。

- ①本プロポーザル公表日において、学校給食調理業者として令和4・5年度東庄町入札参加業者資格者名簿（委託）に登載されている者であること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てが行われた者でないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- ④破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- ⑤千葉県又は東庄町から指名停止を受けている者でないこと。
- ⑥国税及び地方税を完納していること。
- ⑦学校給食法ほか学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに文部科学省の「学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年衛食第85号）」を厳守した業務が遂行できること。
- ⑧本プロポーザル公表日から起算して過去5年間に学校給食調理施設で、1施設あたり1日1,000食以上の受託実績を有し、かつ現在も受託していること。
- ⑨本プロポーザル公表日から起算して過去5年間に、学校給食業務において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業処分を受けていないこと。
- ⑩東庄町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団員密接関係者に該当しないこと。
- ⑪製造物責任法（平成6年法律第85号）に規定する損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入している又は加入することが可能な者であること。
- ⑫現地見学及び実施要領等に関する説明会に参加した者であること。

(5) 選定スケジュール

選定スケジュールは、以下のとおりとする。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には行わない。

(1) 実施要領の公表	令和5年1月23日（月）
(2) 現地見学及び実施要領等に関する説明会 参加申込書受付期限	令和5年1月27日（金）
(3) 現地見学及び実施要領等に関する説明会	令和5年1月30日（月）

(4) 実施要領等に関する質問受付期間	令和5年1月30日(月) ～2月3日(金)
(5) 実施要領等に関する質問の回答及び公表	令和5年2月8日(水)
(6) 応募表明書及び提案書類の受付期限	令和5年2月16日(木)
(7) 一次審査結果通知	令和5年2月22日(水)
(8) 二次審査(プレゼンテーション)	令和5年3月20日(月)
(9) 二次審査結果通知	令和5年3月23日(木)
(10) 業務委託事業者の決定	令和5年4月中
(11) 委託準備期間	契約締結日 ～令和5年7月31日(月)
(12) 学校給食開始予定日	令和5年9月4日(月)

※町の都合により日程等は変更する場合があります。

(6) 現地見学及び実施要領等に関する説明会

【日 時】 令和5年1月30日(月) 受付:午後2時30分から
説明会:午後3時00分から

【場 所】 東庄町学校給食センター
東庄町青馬1752番地1

【留意事項】

- ・ 現地見学及び実施要領等に関する説明会に参加を希望する事業者は、令和5年1月27日(金)午後4時00分までにプロポーザル実施要領等説明会参加申込書(様式1)により、電子メールまたはFAXのいずれかの方法で申し込むこと。
※電話による受信確認を必ず行うこと。
- ・ 参加人数は、1事業者につき2名までとする。
- ・ 説明会の際、プロポーザル実施要領等は配布をしないので、各自持参すること。
- ・ 本説明会では確認を行って差し支えない。ただし、挙手し指名を受けた後、事業者名及び氏名を名乗った上で行うこと。質疑については、説明会では受け付けない。
- ・ 細菌検査の結果(1ヶ月以内のもの)及び白衣等一式持参すること。

(7) 応募資格要件確認基準日

東庄町教育委員会が応募表明書(様式3)を受理した日から、本業務受託事業者と委託契約を締結する日までの間とする。

(8) 企画提案に関する質疑

①質問受付期間

- ・ 期 限 令和5年2月3日(金)午後4時00分まで
- ・ 受付方法 質問書(様式2)により、電子メールで提出すること。
なお、電子メールについて、下記件名を付して提出すること。
※電話による受信確認を必ず行うこと。
- ・ 件 名 「東庄町学校給食調理等業務委託質問書」

メールアドレス kyo.kyusyoku @town. tohnosho. lg. jp

②質問回答日 令和5年2月8日(水)

回答は、町ホームページで公表する。

(9) 応募表明及び企画提案について

・提出書類

【応募表明書類】

応募表明書(様式3)

応募資格要件確認書(様式3-1)

※様式3に定める添付書類を添付すること。

【企画提案書類】

様式4～様式13

【提出方法】

①各原則としてA4判・縦型・横書き・左閉じで作成し、下段に頁番号を付すこと
(添付書類には、頁番号は不要とする。)

②添付書類も含めA4フラットファイルに綴じること。(表紙に業務名・会社名を、
背表紙に業務名を記載すること。)

③各様式枚数制限の範囲内にて、評価項目について記載すること。

④見積額は消費税抜きの3年間の総額を記載すること。

⑤見積額が、町が示す上限額を超える場合、又は異常に少額であるなど、本委託事業の
適正な履行に支障があると判断した場合は失格とする。

⑥見積書(様式13)を先頭に、人件費、保健衛生費、現場経費、管理費等、詳細な積
算内訳書(任意様式)を添付すること。

見積内容は提案書等と同一のものとし、仕様書に基づき作成すること。

【提出部数】

応募表明書類(様式3、様式3-1及びその添付書類)については正本1部。

企画提案書類(様式4～様式13)については正本1部、副本9部。

上記の書類はそれぞれ別ファイルに綴じること。

【提出期限】

令和5年2月16日(木)午後4時00分まで

※期限厳守(遅れた場合、応募は認めない。)

【提出先】

東庄町教育委員会 教育課 学校給食センター

上記提出先に持参又は郵送とする。

※郵送による場合は、上記提出期限までに事務局に必着のこと。

4. 選考について

東庄町学校給食調理等業務委託の選考にあたっては、「企画提案書評価基準」(以下「評価基

準」という。)に基づき、東庄町学校給食調理業務委託業者選定委員会(以下「委員会」という。)において、企画提案書の一次審査及び二次審査を行い、企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、優れた企画提案を行った者を選考し、町と仕様等の協議のうえ、最終選考にて本業務委託事業者を決定する。

(1) 審査方法

委員会は、一次審査及び二次審査について、次のとおり審査基準により各企画提案の審査及び評価を行う。

①一次審査

(ア)基礎審査

委員会は、応募された応募表明書等により、この要領に記載している応募資格要件を満たしていることを確認する。なお、資格不備の場合は失格とする。

また、企画提案書類等に記載された内容に、矛盾等がないことを確認する。項目を満たさないことが確認された場合は失格とする。

(イ)評価審査

委員会は、企画提案書等に記載された内容について、下記「③評価基準(ア)一次審査評価基準」により採点し、総合評価点で順位付けを行い、一次審査として得点の高い上位3事業者を選定する。ただし、応募事業者が3事業者に満たない場合、又は同じ得点の事業者が2者以上いる場合は、この限りではない。(応募事業者が1事業者の場合でも審査を実施する。)

なお、これらの評価項目において、(ア)一次審査評価基準の内、【企業評価(配点30点)】及び【技術力評価(配点50点)】との合計点(審査委員の合計点)が満点の50%未満の場合は、応募事業者が3事業者に満たない場合であっても、一次審査として当該事業者を選定しない。

②二次審査

(ア)プレゼンテーション

一次審査において選定された応募事業者を対象に1事業者ずつプレゼンテーション(提案内容の補足説明等)及び質疑応答による審査を行う。(詳細は一次審査において選定された事業者に別途通知する。)

【日 時】 令和5年3月20日(月) 午後1時30分から

【場 所】 東庄町笹川い4713番地131 東庄町役場 会議室2

【提案時間】 15分以内(プレゼンテーション)

15分以内(質疑応答)

【説明者】 4名以内

【留意事項】 パソコン、プロジェクター等を使用する場合は事業者が準備すること。

(スクリーン・延長コードは町で準備する)

二次審査を行う順番は、一次審査における書類の受付順とする。

(イ)委託業者選定審査基準

下記「③評価基準（イ）二次審査評価基準」により採点し、第1次審査の採点に加算し、各々の合計点を150点満点として採点することにより審査する。なお、同じ合計点が複数ある場合は、「プレゼンテーションによる総合評価点数が高い方」、「受託コストの評価点数が高い方」の順に優先項目として順位を決定する。

③評価基準

審査における評価項目と配点は以下のとおりとする。

(ア)一次審査評価基準

【企業評価（配点30点）】

評価項目	評価の観点	評価方法	配点
企業理念	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食に対する基本的な考え方 学校給食の意義や特色に対する理解度 学校給食調理業務及び配膳業務に取り組む意欲 	様式5の審査	5
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食センター方式調理業務受託実績 他自治体での契約解除等 	様式6の審査	15
危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> 調理事故、異物混入等発生時の対処体制 突発的な事故、故障時の緊急対応等 事故への補償対応（生産物賠償責任保険等の加入内容も含む） 災害時対応 	様式7の審査	10

【技術力評価（配点50点）】

評価項目	評価の観点	評価方法	配点
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食の専門性、安定的な提供に関する実施方針、サービス水準 配膳業務の実施方針 指揮命令系統や連絡体制 	様式8の審査	5
人員配置体制	<ul style="list-style-type: none"> 人員配置計画（配置人数、組織体制、業務責任者等の配置、配置者の資格、経験内容） 地元採用計画 従事者の休暇等における代替者確保体制 作業工程表、作業動線図 	様式9の審査	20
衛生管理体制	<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理に対する基本的な考え方 衛生管理体制への取り組み 従事者の健康管理対策 	様式10の審査	15
研修計画、移行準備等	<ul style="list-style-type: none"> 調理業務等の教育、研修体制 移行準備 	様式11の審査	5

食育、学校交流、 アピールポイン ト	・食育の充実関連活動、学校等との交流企画 ・アピールポイント	様式12の 審査	5
--------------------------	-----------------------------------	-------------	---

【コスト評価（配点40点）】

評価項目	評価の観点	評価方法	配点
受託コスト	全提案者の内の最低見積金額÷当該提案者の見積金額×40点（小数点第2位以下切り捨て）	様式13の 審査	40

(イ)二次審査評価基準

【総合評価（配点30点）】

評価項目	評価の観点	評価方法	配点
総合評価	プレゼンテーション（質疑応答を含む）による総合評価	プレゼンテ ーション	30

(2) 審査結果の通知及び公表

第一次審査及び第二次審査における選定結果は、応募者全員に通知する。また、第二次審査後の選定結果は、町ホームページに公表する。

(3) 再募集

審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」として、再募集を行う。

5. 優先交渉権者の決定

町は、選定委員会の審査結果を踏まえて、第一次審査（提案書類）と第二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）での合計評価点が最も高い応募事業者を、優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。優先交渉権者が契約を締結しない場合は、評価点の高い応募事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した応募事業者と契約を締結する。

6. その他

- (1) 企画提案書の作成・提出、審査の参加等の一切の経費は、企画提案者の負担とする。
- (2) 応募表明書提出後、応募を辞退する場合は、辞退届（様式14）を作成し、企画提案書提出期限内に事務局あて提出すること。
- (3) 企画提案書に記載した担当予定者を変更する場合には、事前に事務局に届け出るものとする。
- (4) 提出書類の著作権等に取り扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は応

募者に帰属する。ただし、事業者選定の結果の公表において、町がこの事業に関し必要と認める用途については、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

- (5) 応募者は、1つの提案しか行うことはできない。
- (6) 企画提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、町が認めた場合はこの限りではない。
- (7) 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (8) 提出された書類は返却しない。
- (9) 本プロポーザルの業者選定後において、町と選定業者による協議の上、仕様等を変更する場合がある。
- (10) 次のいずれかに該当する応募者は、失格とする。
 - ①実施要領等に示した応募者に必要な資格のない者が行った応募
 - ②「応募表明書」に記載された者以外の者が行った応募
 - ③応募者の記名及び押印を欠く応募又は応募事項を明示しない応募（押印が必要な様式は、様式3、様式4、様式13）
 - ④応募表明書等に虚偽の記載をした者が行った応募
 - ⑤企画提案書等について、期限内に提出が無かった者
 - ⑥プレゼンテーションについて、定められた時間に遅れた者
 - ⑦誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
 - ⑧2通以上の書類提出がなされた応募
 - ⑨提出された見積額が設定された上限額を超えている場合、又は異常に少額である場合
 - ⑩審査の公平性の確保に影響を及ぼす行為があったと認められる場合
 - ⑪選定委員、関係町職員に今回のプロポーザルに関する不当な情報供与を求めた場合
 - ⑫その他実施要領等に定める条件に違反した応募